

経営安心借換資金

～人手不足や物価高騰の影響を受けた
事業者向け借換用資金～



人手不足や物価高騰の影響により、積み上がった債務の返済負担に対し、借換えにより経営改善を目指す事業者向けの資金を創設しました。

※利用には、「セーフティネット保証5号」の認定、又は、その他の資格要件（「売上高減少」、「売上高総利益率減少」、もしくは「売上高営業利益率減少」）のいずれかを満たす必要があります

1 融資条件

お申し込みいただける方

既往借入金の借換えを行う方で、以下のいずれかの認定等を受けた者

- ①セーフティネット保証5号
- ②最近1か月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月比で5%以上減少
- ③最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少
- ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少

資金使途

運転資金・設備資金

限度額

2億8,000万円

融資期間

15年以内
(うち据置5年以内)

融資利率

年1.6～2.2%

保証料率

0.15～0.65%

担保等

- ・原則として法人代表者を除いて保証人は徴求しません
- ・担保については必要に応じて徴求します

2 申込先 (ご融資は金融機関からとなります)

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合、愛媛銀行、伊予銀行

3 資金に関するお問い合わせ先

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
大分市大手町3丁目1番1号
TEL (097) 506-3226

融資の流れは
ウラ面



【参考】経営安心借換資金利用の流れ（例）

1 表面「2 申込先」金融機関に相談

（例）「県の経営安心借換資金を使いたい」



2 金融機関による今後の手続等確認

※セーフティネット保証の認定取得以外にも、
その他売上高等の減少要件を満たしているこ
とが確認書にて金融機関で確認できれば、
利用できる場合があります

（例）「御社の状況でしたら、セーフティネット保証 5 号の認定書が取得できそうです。
〇〇市役所の商工担当課に連絡して申請手続きの方法を確認してください。」

※金融機関によっては、委任状提出により貴社の代理で保証の認定申請してくれると
ころもあります



※3, 4はセーフティネット保証の認定
を受ける場合の手続きです

3 原則、事業所のある市町村の商工担当課に電話し、必要書類を確認

※貴社の売上高減少の状況等によって利用できない場合もあります
※売上（売上台帳や試算表など）が確認できる資料などが必要です。
詳しくは市町村の担当課までお問い合わせください。



4 市町村商工担当課を訪問し、認定申請

※認定申請書と必要書類を持参
※不備等がなければ、認定書を交付（交付までの所要時間は市町村による）



5 再度、2 の取引先金融機関に連絡し、融資の申込